

別記様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	第2回田原市・渥美町合併協議会		
開催日時	平成16年 8月31日（火） 10時00分開会 ・ 10時 46分閉会		
開催場所	田原市役所 第1委員会室		
議長氏名	田原市長 白井 孝市		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	戸田敏行 顧問		
会議事項	1 議 題	2 会議結果	
	会議録署名委員の指名について （確認事項） ・ 合併の方式について（協定項目1） ・ 新市の名称について（協定項目3） ・ 新市の事務所の位置について（協定項目4） ・ 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6） （提案事項） ・ 財産及び債務の取扱いについて（協定項目5） ・ 地域審議会の取扱いについて（協定項目24） （その他） ・ 第3回協議会の開催日程等について ・ 新市のまちづくり講演会の開催について	・ 原案どおり確認 ・ " " ・ " " ・ " " ・ 次回協議会において確認 ・ " " 平成16年9月13日（月） 渥美町中央公民館多目的ホール 平成16年9月28日（火） 場所：田原文化ホール	
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添のとおり 第2回田原市・渥美町合併協議会 会議次第 田原市・渥美町合併協議会 第2回会議資料		
会 議 録 の 確 定			
確定年月日		署名押印	
平成 年 月 日		署名委員  印  印	

**田原市・渥美町合併協議会委員等名簿  
(出欠簿)**

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
会 長	田原市長	白 井 孝 市		

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席	
第 7 条第 1 項 第 1 号委員	渥美町長 (副会長)	原 功 一			
第 7 条第 1 項 第 2 号委員	田原市議会議員	蘭 保 則			
	渥美町議会議員	小 川 藤 吾			
第 7 条第 1 項 第 3 号委員	田 原 市	自治会代表	小 林 舜 治		
		青年代表	河 谷 伸 久		
		女性代表	富 田 さ よ 子		
		農業団体代表	岡 本 ま 勝		
		商工団体代表	鈴 木 よ し 喜 玄		
		臨海企業代表	山 田 と し 俊 郎		
	渥 美 町	自治会代表	山 本 た か ま 正		
		青年代表	宮 田 な お ゆ き 行		
		女性代表	杉 浦 み き お 操		
		農業団体代表	伊 藤 よ し 欣 夫		
	商工団体代表	渡 会 か ず あ き 昭			
計	(田原市 7 人・渥美町 7 人)	14 人			

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
第 11 条第 1 項 顧問	愛知大学名誉教授	河 谷 ひ 秀 と し 敏		
	(社)東三河地域研究センター常務理事	戸 田 と し ゆ き 行		
	愛知県東三河事務所長	な つ め や す た か 孝		

## 第 2 回田原市・渥美町合併協議会会議録

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから第 2 回田原市・渥美町合併協議会を開催したいと思います。会長さんのほうに取り回しをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、皆様、おはようございます。</p> <p>本日は第 2 回の田原市・渥美町合併協議会を開催いたしましたところ、大変早朝からご多用の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>昨晚の台風も、おかげでこの地方を避けておりまして、今年は幸いこの地方は避けておりますので、本当にありがたいと思っておりますが、何にしても、この暑い夏もオリンピックとともに終わってまいりまして、オリンピックでは大変毎日感動をいただきまして、久しぶりに感動の夏であったなと思っておりますが、いよいよそうしたことも終わりました、これから今年の年末にかけて後半、政治の年と申しますか、これから議会とか、いろいろな行事もありましょうし、いろいろなことが行われますが、やはり、私たちにとって一番大事なことになるのは、この合併協議会の成果であろうと思っております。合併協議が進みますようにひとつ皆様方のご支援も賜りたいと思います。</p> <p>なお、本日は確認事項等が上がっておりますが、まだ基本項目の段階でございますので、既に事前にそれぞれ協議をさせていただいておりますので、ひとつ今日はその確認でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>それから、昨年 8 月 20 日に発足いたしました田原市のほうも、これで 1 年がようやくたちまして、今日まで、いわゆるウィンド&amp;ウェーブという合言葉でやってきております。これは新しい風を起こして、新しい時代を切り開いていこうという、こうした意味でございますので、この考え方がさらに渥美半島全体に広がればありがたいと思っておりますので、ひとつウィンド&amp;ウェーブで渥美半島のこれからの発展を皆さんとともに進めていきたいと思っております。</p> <p>そうしたことで、また住民の皆様にもよろしくご声援賜りまして、この協議が円滑に進みますようお願い申し上げます、ごあいさつといたしたいと思います。</p> <p>どうかよろしくお願いをいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、早速議題のほうに入っていただきたいと思っております。</p> <p>議長の取り回しで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、規約、会議運営規程にもたれまして、議事の進行をさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日は、最初に確認事項といたしまして、先回の協議会でご説明を申し上げました「合併の方式」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」及び「議会議員の定数及び任期の取扱い」の 4 件についてご確認をいただきたいと存じます。</p> <p>また、新たな提案事項といたしまして、協定項目 A 群の「財産及び債務の取扱い」、それから、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」及び協定項目 C 群の「地域審議会の取扱い」の 3 件の提案をさせていただき予定でございましたが、このうち「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、もう少し調整を要しますので、次回以降の合併協議会に提案をさせていただきたいと思っております。</p>

	<p>したがいまして、本日は、農業委員会委員の定数と任期の取扱いを除いた2件の提案を行いまして、委員の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事のほうに移らせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は14名でございます。全員の方のご出席をいただいております。なお、顧問の戸田先生がご都合で本日は欠席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第2回田原市・渥美町合併協議会を開催させていただきます。</p> <p>審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。会議録署名委員は小川藤吾委員さんと小林舜治委員さんのご両名にお願いをいたします。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、協議第5号「合併の方式について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第5号「合併の方式」についてご説明申し上げたいと思います。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>合併の方式の調整方針は、「渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する編入合併とする」とするものでございます。</p> <p>それでは、編入合併とする理由についてご説明申し上げたいと思います。</p> <p>先回の提案の際にもご説明いたしました、本合併協議に関しまして、再度その経過を振り返ってみますと、本年5月23日、渥美町において、「渥美町が田原市へ編入することについての意思を問う住民投票」が実施されました。そして、渥美町民の大多数が編入合併を望む結果を受けまして、翌5月24日、渥美町から田原市へ正式に編入合併協議の申し入れがなされました。また、申し入れを受けた田原市では、前回の渥美郡3町合併協議で合意に至らなかったことなど、不調となった経緯を踏まえまして、同じこととならないよう、今回は合併協議の際に課題となります、合併の方式など、6つの基本項目の調整、整理が行われ、6月11日、事前協議事項確認書が両市町の市長、町長の間で取り交わされております。</p> <p>以上のことから、合併の方式は編入合併とするものでございます。</p> <p>それでは、1枚はねていただきまして、資料の2ページをご覧ください。</p> <p>この参考資料は、新設合併と編入合併の違いを、定義を始めとして、ここに記載のそれぞれの項目ごとに比較をしたものでございます。双方を比較しますと、取扱方法が異なる部分もございしますが、その項目のほとんどが合併協定項目として本協議会で今後ご審議いただくこととなります。</p> <p>なお、先回ご提案させていただいたときに、編入合併の場合のそれぞれ個々の説明をさせていただいておりますので、本日の説明は省略させていただきますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上で「合併の方式について」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご意見でも結構ですので、ございましたらお出しいただきたいと思います。ご質疑等ございませんか。</p> <p>それでは、特にご意見等もないようでございますので、採決を行わせていただきたいと思っております。</p>

<p>議長</p>	<p>協議第5号「合併の方式について」を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。ご異議なしとして認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第6号「新市の名称について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第6号「新市の名称について」ご説明を申し上げます。</p> <p>お手元の3ページをご覧ください。</p> <p>「新市の名称は、田原市とする」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等につきましてご説明申し上げますので、資料を1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。</p> <p>参考資料の留意事項の欄をご覧くださいますと、新設合併の場合は、地域の歴史、文化、地理的特性などを考慮し、また、住民からの公募などを行った上で新しい名称とすることが多いようでございますが、編入合併の場合を見ますと、編入合併という合併の性格上、編入する市町村の名称をそのまま使うことがほとんどでございます。</p> <p>先進事例といたしましては、中ほどの欄に掲載させていただきましたが、これは昭和60年以降の編入合併の事例から、編入する市町村と異なる名称をとった場合の事例でございます。そこを見ますと、茨城県の鹿嶋市以外はすべて編入する市町村の名称としていること。なお、この鹿嶋市につきましても、合併施行に伴い、同じ漢字で同じ読みの鹿嶋市が佐賀県に存在するということから、漢字の変更が行われたもので、特別な事情が生じたためでございます。</p> <p>今回、このような特別な問題等も特にございませんし、先ほど申しましたとおり、事前協議事項確認書で名称は田原市とするとしておりますので、この確認書を前提に合併協議会を設置してまいった経緯もございまして、新市の名称を田原市とするということで提案させていただくものでございます。</p> <p>以上で協議第6号「新市の名称について」の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお出しいただきたいと思っております。ご質疑等ございませんか。</p> <p>特にご質疑、ご意見等ないようでございますので、それでは採決を行わせていただきたいと思っております。</p> <p>協議第6号「新市の名称について」を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。異議なしとして、本案を原案どおり確認といたします。</p> <p>次に、協議第7号「新市の事務所の位置について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、続きまして議題となりました協議第7号「新市の事務所の位置について」をご説明申し上げます。</p> <p>資料については5ページをご覧ください。</p>

「新市の事務所の位置は、田原市田原町南番場30番地1とする」、これは現在の田原市役所の所在地とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明申し上げます。1枚はねていただきまして、資料6ページの左側をまずご覧いただきたいと思います。

左側の欄には現在の両市町の役所、役場の施設規模、敷地面積等の状況が記載してありますが、そこに記載のとおりでございます。

事務所の位置につきましては、編入合併では通常、編入する市町村の事務所の位置を新市の事務所の位置とします。

6ページ右側に最近の先進事例を記載させていただきましたが、いずれも編入する市町村の事務所の位置を事務所の位置として決定しております。

また、次の資料7ページをご覧いただきたいと思いますが、事務所の位置に関する法令の関係条文を掲載させていただいておりますが、このうち最上段の地方自治法第4条第2項では、事務所の位置は住民に最も便利であるように、交通の事情、ほかの官公署との関係等について適当の考慮を払わなければならないとされております。

このような定義からも、両市町の住民の利便性が高い位置が最適であるということと言うまでもございませんし、都市計画上も大変重要な施設であることから、中心市街地や商業、業務機能の集積場所に配置することが望まれております。提案させていただきました田原市役所の位置を見ますと、渥美半島の玄関口でもあり、その近辺には警察署などの他の公共施設、あるいは医療施設や金融機関などの福利施設が点在しております。また、交通事情面から見てみますと、東名高速道路豊川及び音羽蒲郡インターチェンジに最も近く、半島唯一の鉄道の発着駅を有するとともに、バスの中継点にも当たり、半島の中でも利便性に富んだ位置にあるかと思われ

ます。

このような背景を踏まえまして、新市の事務所の位置は、田原市役所といたすものでございます。

なお、渥美町の庁舎につきましては、事前協議事項確認書におきまして、支所として存続させ、組織につきましても住民サービスが低下しないよう十分配慮することが確認されております。具体的には、次の第3回目の協議会で提案を予定しております協定項目でございます「事務組織及び機構の取扱い」の中で協議したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で協議第7号「新市の事務所の位置について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見等含めて、何かありましたらお願いをいたします。

特にご質疑等もないようでございますので、採決を行わせていただきたいと思います。

協議第7号「新市の事務所の位置について」を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

次に、協議第8号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたし

議長

議長

<p>事務局長</p>	<p>ます。事務局の説明を願います。</p> <p>それでは、続きまして、協議第8号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明申し上げます。</p> <p>資料は9ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>議会議員の定数及び任期の取扱いについての調整方針といたしましては、「合併時に渥美町の議会議員は身分を失い、合併後、地方自治法第91条第5項の規定に基づき定数を4人増加し、渥美町の区域を選挙区とする増員選挙を実施する」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等についてご説明いたします。</p> <p>本日、先ほど合併の方式を編入合併とすることでご確認をいただきましたので、編入合併を前提としてご説明させていただきます。</p> <p>参考資料につきましては、10ページをご覧ください。</p> <p>この資料は、議会議員の定数と任期に関しまして、田原市議会と渥美町議会の現況と他団体の議会議員の取扱いなどを中心に整理をしたものでございます。</p> <p>市町村の議会議員の定数は、同じ資料の11ページの一番上にございますように、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、条例で定めることとなっております。</p> <p>現在の田原市の条例につきましては、赤羽根町と合併する以前の旧田原町のときに定められた20人となっておりますが、11ページの下段にございます合併特例法の議会議員の在任に関する特例という特別措置によりまして、旧赤羽根町の6人の議員が田原市の議員となっており、旧田原町の20人の議員とあわせまして、現在の田原市議会議員は26人となっております。</p> <p>また、渥美町の現在の議会議員は10ページに記載のとおり18人となっております。同じ10ページの中ほどに掲載しました他団体の議会議員の取扱いでございますが、一番上は、県内の市町村が地方自治法上の上限から、条例でどのくらいの割合で定数を削減しているかをあらわした表でございます。その下には、最近の編入合併の事例が記載してあります。中ほどでございます。また、一番下でございますが、議会議員の扱いにつきまして、在任特例を適用した結果、住民の方の反発を招いた主な事例と申しますか、そういった事例を掲げさせていただいております。香川県の東かがわ市や山梨県南アルプス市で、議会の解散請求の動きが出ております。このような事例は、ほかでは山口県周南市などでも起こっておりまして、合併という特殊事情であるからといて、安易に議員の定数を多くすることは、住民の理解は得られにくいということが言えるかと思われま。</p> <p>このようなことを踏まえまして、今回の議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、渥美町の田原市への編入合併の申し入れを受け、田原市議会におきまして協議が重ねられ、6月10日に議員全員が出席した議員懇談会が開催され、一定の方向が出されました。その方向につきましては、田原市から渥美町へ事前協議事項の1項目とされ、他の項目とあわせまして事前協議事項確認書で締結しているものでございます。</p> <p>田原市議会の協議の中で出ました主な意見をご紹介しますと、大きく3点ございまして、第1点としましては、合併と同時に身分を失うのだから、議員数はゼロ。2点目に、合併をすると国勢調査の人口で6万5,000余の人口となりますので、人口5万人以上10万人未満の市となり、地方自治法で定める上限定数は30人となります。その30人から現行の議員数26人を差し引いた4人とするというのが第2点目の意見。また、3点目の意見としては、合併後の議員定数を考慮し、その場合</p>
-------------	--

の人口比例に応じた数をベースに考えるのが渥美町民にとって最良ではないか。その場合、愛知県下の類似市議会の議員定数等を比較検討し、現時点の想定として、合併後の議員定数を26人以内とし、人口比例割合で試算した8人が妥当ではないかといった意見。との、以上3点の意見があったと聞いております。

こうした議論を重ねた結果、最終的には投票が行われまして、合併協議に当たっての渥美町議会の議員数は4人とし、渥美町区域を選挙区とする増員選挙を実施することで合意がされたということでした。

理由につきましては、今回の渥美町の議員定数については、編入合併であり、合併の時期による違いはあるものの、次回の選挙までの期間が最長でも2年に満たず、暫定的なものになること。また、合併後の議員の法定数は30人となるが、県下の他市においては、すべて議員定数の削減を行っておりまして、できれば法定数以下が望ましいところであるが、合併という特殊事情を加味しても、一時的にせよ、法定数を超える議員数は、行政の効率化という合併の趣旨に沿わないということでした。

なお、本提案により議員の任期につきましては、資料11ページの下の方にございます公職選挙法第260条第2項に基づきまして、現在の田原市の任期でございます平成19年2月2日までとなります。

続いて、資料13ページには、渥美町議会議員の定数及び任期につきまして、考えられる取扱いを参考に上げさせていただいております。それぞれの説明につきましては、先回の提案の際に申し上げましたので省略させていただきますが、真ん中、下にございます四角で囲んだ を今回提案させていただいております。

1枚めくっていただきまして、14ページをお願いしたいと思います。田原市・渥美町の状況とともに東三河の4市の状況を参考に載せてございます。

その次の15ページには、渥美町と合併後の田原市の地方自治法の上限でございます30人と同じ市が、条例で定数をどのように定めているかを参考に付けさせていただきました。ご覧のとおり、全団体、条例で地方自治法の上限より少ない定数を定めております。

現状のままですと、同規模自治体と比較しましてもかなり多い数となりますし、行革の理念にも反しますことから、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、冒頭で申し上げました調整方針とするものでございます。

以上で、協議第8号の説明とさせていただきます。  
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、本件に対します質疑に入ります。ご質問、ご意見ございましたらお出しいただきたいと思っております。ご質疑等ございませんか。

それでは、ご意見等もないようでございますので、採決を行わせていただきたいと思います。

協議第8号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。ご異議なしとして、本件も確認と決定をいたします。

それでは、以上で本日の確認事項は終わりましたので、次に提案事項に移りたいと思っております。

提案事項は、本日、提案をして、説明、ご質疑までいただいております。よろしくお願いいたします。

議長

議長



<p>事務局次長</p>	<p>それでは、ただいまから提案説明をさせていただきます 2 件の提案事項について順次お願いをいたします。</p> <p>まず、協議第 9 号の「財産及び債務の取扱いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、ただいま議題となりました協議第 9 号「財産及び債務の取扱いについて」協定項目番号 5 番につきましてご説明いたします。</p> <p>資料の 17 ページをご覧ください。</p> <p>財産及び債務の取扱いにつきましての調整方針といたしましては、「渥美町の所有する財産及び債務は、すべて田原市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、類似のものを田原市の基金に統合し、渥美町農業集落家庭排水処理施設設置事業基金は合併時に廃止するものとする」ものでございます。</p> <p>それでは、その理由等につきましてご説明いたしますので、18 ページ以降の参考資料をご覧ください。</p> <p>このページから 22 ページまでには、平成 15 年度決算による財産、債務につきましてどのようなものがあるかを載せてございますが、平成 15 年度決算による数値でございますので、合併時までには変動があるものでございます。</p> <p>今回の合併につきましては、渥美町を田原市へ編入するという合併の方式でございまして、渥美町の所有する財産及び債務をどのように取り扱うかを審議する必要がございますので、まず、渥美町の所有する財産及び債務はどのようなものがあるかにつきましてご説明してまいります。</p> <p>それでは、18 ページ中ほどの現況の渥美町の欄をご覧くださいと存じます。</p> <p>財産につきましては、まず公有財産がございます。こちらは役場や小中学校といったものの土地及び建物、19 ページ別紙 1 の 17 種類の出資による権利といったものでございます。次に、公用車、パソコンなどの物品、住民税に關します債権、20 ページ別紙 2 にございますような 9 種類の基金、21 ページ別紙 3 にございますような水道事業固定資産、最後に、18 ページに戻っていただきまして、財産の一番下にございます田原渥美土地開発公社が所有しております土地がございます。</p> <p>次に、債務でございますが、別紙 4、22 ページにございますように、一般の公共事業のための借り入れでございます地方債、資料では普通会計と記載してございます。あるいは、公共下水道事業以下に記載してあるものが該当いたします企業債がございます。</p> <p>このほか、中ほどにございます土地開発公社の借入金、一番下の債務負担行為額がございます。債務負担行為額は、翌年度以降、金額の右側にある年度にわたる債務の履行に係る額でございます。</p> <p>また、参考といたしまして、23 ページに最近の編入合併の先進事例をつけております。</p> <p>先進事例にもございますように、財産及び債務につきましては、合併協議の中ですべてを引き継ぐこととなるのがほとんどでございますが、特別の事情がある場合には、財産区が設置されることもございます。今回につきましては、特にそうした特別の事情もございません。また、田原町・赤羽根町の合併におきましても同様に取り扱っておりますので、すべて田原市に引き継ぐものとするものでございます。</p> <p>引き継ぐ財産のうち、基金につきましては、合併に関連しまして統合、整理することを検討する必要がありますので、その具体的な取扱いにつきましては、20</p>
--------------	--

<p>議長</p>	<p>ページ別紙2、基金の渥美町の欄の一番右側のように取り扱うものでございます。</p> <p>渥美町のみで設けております上から2番目のふるさと創生基金、その下の減債基金につきましては、類似のものということでございまして、財源の不足が生じたときに財源に充てるための財政調整基金に統合するものでございます。</p> <p>また、一番下にございます渥美町の農業集落家庭排水処理施設設置事業基金につきましては、田原市に類似のものがございませので廃止をし、田原市と同様に特別会計で対応するようにするものでございます。</p> <p>なお、廃置分合に伴う財産処分につきましてはの関係市町村の協議につきましては、議会の議決を経ることが必要となりますので、廃置分合についての議決とともに合併関連議案として提案することになります。</p> <p>以上で、財産及び債務の取扱いの内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、説明が終わりましたので、ご質問等お出しいただきたいと思ひます。ご質疑はございませんか。</p> <p>それでは、特にご質問もないようですので、次へ移らせていただきますが、また次回までによく勉強してきていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、次に移らせていただきます。</p> <p>協議第10号の「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第10号「地域審議会の取扱いについて」協定項目番号24番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>資料の25ページをご覧ください。</p> <p>地域審議会の取扱いについての調整方針といたしまして、「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づき、合併前の渥美町の区域を対象とする地域審議会を設置する。なお、地域審議会は、別紙「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする」ものでございます。</p> <p>それでは、理由等についてご説明をいたしますので26ページからの参考資料をご覧ください。</p> <p>地域審議会の制度が設けられた背景といたしましては、合併により行政区域が拡大し、地域住民の意見が合併後の市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対応しようとするものでございます。</p> <p>地域審議会の性格といたしましては、合併後の新市町村長の諮問機関に当たるもので、その任務は、諮問に応じ意見を述べたり、必要に応じ意見を申し述べることにございます。</p> <p>地域審議会を設置する区域や期間、組織、構成員など、具体的なことは合併前に合併関係市町村の協議により決めることとされております。</p> <p>田原町・赤羽根町の合併につきましては、26ページの現況の田原市の欄に記載してありますように、合併による赤羽根町議会議員の激変による地域住民の意見が届かなくなるといった懸念への対応策といたしまして、合併前の赤羽根町の区域についてのみ、この地域審議会を設置しております。</p> <p>また、右側の備考にございますように、事前協議事項確認書におきましても、今回の調整と同様の内容で両市町におきまして確認をしておりますので、渥美町の区域にのみ地域審議会を設置することを提案するものでございます。</p> <p>備考の欄の下には県内の編入合併の状況を参考に記載してございます。</p>

	<p>それでは、地域審議会の設置に当たり、ご協議いただく内容についてご説明させていただきます。</p> <p>資料の27ページ、28ページの地域審議会の設置に関する協議をご覧ください。</p> <p>この協議の規定につきましては、赤羽根地域審議会の例により作成しております。</p> <p>第1条は設置に関する根拠規定、第2条は名称を定める規定でございます。</p> <p>第3条は、設置期間を定める規定でございます。地域審議会につきましては、一方で合併市町村の一体性の速やかな確立を阻害するおそれもございますので、そうしたことを考慮し、できるだけ速やかに一体性を出すため、終了年度を赤羽根地域審議会にあわせるものでございます。</p> <p>第4条は所掌事務、第5条は組織に関する規定でございます。組織につきましては、渥美町の区域に住所を有する方で、こちらの第1号から6号に掲げる方、10人以内で組織するものでございます。</p> <p>第6条は任期、第7条は会長及び副会長に関する規定、第8条は会議に関し、必要な事項を定めた規定でございます。</p> <p>第9条は、庶務に関する規定で、支所で行うものでございますが、現時点では名称が決まっておきませんので、仮称とさせていただきます。</p> <p>第10条は、雑則でございます。</p> <p>地域審議会は、地方自治法に基づく合併市町村長の附属機関であり、本来は合併市町村の条例で設置するものでございますが、合併特例法により、合併前に条例でない形式により設置することが適当であり、先ほど説明したとおり、合併前に合併関係市町村の協議により定められることとされたものでございます。</p> <p>また、参考といたしまして、地域審議会に関する法令、最近の編入合併の先進事例を29ページにつけてございますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>なお、この協議につきましては、両市町の議会の議決を経て、正式に両市町長で調印の上、設置の内容を告示することにより、条例と同等の効力を有するものでございます。</p> <p>以上で、地域審議会の取扱いについての説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
関委員	<p>ちょっと関連してということですが、田原市赤羽根地域審議会、今まで過去何回か開かれておいて、その中へもオブザーバーとして出席をさせていただいておりますが、市長さんは、その会議をどういうふうに評価されておられるのか。</p> <p>それから、もう1点は、速やかな一体性を確立するために21年3月31日までというふうに地域審議会の期間をこのところにもっていただいておりますが、これは今までのこの赤羽根の、田原市赤羽根地域審議会の経過を見て、この期限でいいというふうに判断をされておられるのか、ちょっとその辺のことをお願いいたします。</p>
議長	<p>私に対する質問ですのでお答えをさせていただきます。</p> <p>今、先に行いました赤羽根町との合併に伴いまして、地域審議会を設けさせていただきました。これはやはり、最初は多少、お互いの行政も違いますので、住民の皆さんの不安を解消をするのに、ある期間必要だと思っております。一番長くて10年設けられる規定になっておりますが、先ほど提案説明にもありましたように、やはり早く一体感を出さないと、別の組織がいつまでも生きているというのも、これ</p>

<p>事務局長</p>	<p>もまたいけませんので、赤羽根町との協議のときに5年間でということとさせていただきます。</p> <p>今回、渥美町の皆さんと一緒になりました場合に、新しい田原市として、終わりの期限をそろえて、ある期間、やはりそれぞれ設けてあげることが最初の皆さんの不安がとれるということと、それから、できるだけ、今言った一体感を出さなければならんという矛盾したことをちょっと含んでおりますのが、とにかく、最初はスムーズに入りたいということで、この合併協議会には地域審議会を設けたほうがいいのではないかと、こういうことをご提案をいたすものでございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>何かほかに。まだ事前ですので、何でもご意見があったらお出しいただきたいと思えます。</p> <p>それでは、特にほかにご質疑もないようですので、ただいま説明のように、赤羽根町のときに行いましたのと同じ要領でいきたいということですので、またよろしくご検討いただきたいと思えます。</p> <p>それでは、以上で本日の提案事項のほうはこれで終わりたいと思えます。</p> <p>次に、その他へ移らせていただきます。</p> <p>その他で何かありましたら事務局のほう、説明をしてください。</p> <p>それでは、その他でございますが、最初に、次回第3回目の協議会の開催日程をお知らせさせていただきたいと思えます。</p> <p>次回でございますが、9月の13日の月曜日を予定しております。場所につきましては、今度は渥美町役場で開催でございます。午後2時から開催いたしたいと思えます。</p> <p>なお、議題といたしましては、本日ご提案申し上げました「財産及び債務の取扱い」と「地域審議会の取扱い」の2件のご確認と、新たな提案といたしましては、「地方税の取扱い」、それから「一般職の職員の身分の取扱い」、それと「特別職の身分の取扱い」、「条例・規則等の取扱い」、それから、「事務組織及び機構の取扱い」の以上5件を提案させていただく予定でございます。次回は9月13日でございます。</p> <p>それから、もう1点お願いしたいと思えます。</p> <p>最初の協議会で、本協議会の事業計画で若干触れましたが、本協議会が主催で計画を進めさせていただいております合併に関する「新市のまちづくり講演会」の開催についてご案内を申し上げたいと思えます。</p> <p>当面、9月と10月にそれぞれ合併の推進に向けた講演会を開催してまいりたいと考えておりますが、第1回目の講演会といたしまして、9月28日の火曜日でございます。静岡文化芸術大学の副学長 上野征洋さんという方でございますが、副学長さんをお招きして行ってまいりたいと考えております。</p> <p>上野さんは、12市町村で構成しております天竜川・浜名湖地域合併協議会委員も務められておられて、文化政策学の専門家といたしまして、各地の地域づくりに参画されておられる方でございます。</p> <p>なお、9月28日の開催場所、時間ですが、田原の文化会館文化ホール、午後6時開場で進めていきたいと予定しております。</p> <p>詳細につきましては、改めましてご案内申し上げますので、今日のご予定をよろしくお願いしたいと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
-------------	---

議長	<p>事務局、ほかにございますか。</p> <p>それでは、以上で本日予定いたしました案件の審議はすべて終了いたしました。せっかくの機会でございますので、皆さん方のほうで何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>特にないようでございますので、それでは、これをもちまして第2回田原市・渥美町合併協議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>なお、若干休憩時間を取りまして、11時からにしたいと思いますが、11時から前回に引き続いての勉強会の場を設定させていただきたいと思いますので、お願いをいたします。</p> <p>それでは、ここで約15分休憩をいたしまして、開催をさせていただきます。</p> <p>それでは、合併協議会のほうはこれで閉じさせていただきます。</p> <p>大変ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午前10時46分 閉会</p>
----	---